マイナ免許証へ変更された方へ



2025年4月

2025年3月24日より、マイナ免許証の運用が開始されました。 それに伴い、弊社でのマイナ免許証の取扱いを下記に定めさ せていただきますので、ご理解の程お願いいたします。

①本人確認書類として、提示する場合

マイナ免許証で必要事項の確認ができますので、 受講当日には原本をお持ちください

②免除要件(受講資格)として、提示する場合

マイナ免許証のみでは必要事項の確認ができませんのでご自身で「マイナ免許証読み取りアプリ」を使用して免許の種類(普通自動車、大型特殊など)・有効期限が確認できる状態*にしてください。アプリの画面上に表示された内容を確認させていただきます。

*「氏名なども表示する」をオンの状態

また、申込書にはその内容を印刷したものの添付を お願いいたします。

マイナ免許証読み取りアプリ



